令和７年度 東海村監査計画

令和７年４月１日
監 査 委 員 決 定

東海村監査基準（令和2年監査委員規程第1号。以下「監査基準」という。）第8条第1項の規定に基づき行う監査等（以下「本監査等」という。）を効率的かつ効果的に実施するため，次のとおり令和７年度東海村監査計画を策定する。

第１　基本方針

監査基準に基づき，財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について本監査等を行い，法令その他の規定に則って事業が執行されているか，正確であるかはもとより，経済性，効率性及び有効性にも着目する。また，公正で合理的かつ能率的な村の行政運営確保のため，違法，不正の指摘にとどまらず，指導的な観点において本監査等を実施し，もって，村の行政の適法性，効率性及び妥当性の保障を期するものとする。

第２　監査等の主な着眼点

（１）会計経理及びその他の事務が予算，法令等に基づいて適正に執行されているか。

（２）違法，不当な支出又は不経済な支出はないか。

（３）事業は，経済性[1]，効率性[2]及び有効性[3]を十分考慮して行われているか。

（４）慣例，前例の踏襲のみを理由に実施されていないか。

（５）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

（６）機構組織は社会経済情勢の変化及び行政需要に対し適合し，運営上不合理な点はないか。

（７）財政援助団体等は適正な会計帳簿，領収書等の整備及び目的に合った支出をしているか。

（８）過年度の本監査等の結果報告に基づく改善措置が確実に実施されているか。

[1]経済性：事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか。全額自己資金でやるものか。補助等はもらえなかったか。

[2]効率性：業務の実施に際し，同じ費用でより大きな成果を得られないか，あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか。無駄なことをしていなかったか。

[3]有効性：事務・事業の執行及び予算の執行の結果が，所期の目標を達成しているか。また，効果を挙げているか。

第３　本監査等の種類

（１）定期監査（財務監査）（地方自治法第199条第1項及び第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し，正確で，最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか，また，その組織及び運営の合理化に努めているかどうかを検証する。原則として令和７年度の本監査等対象課室局（以下「対象課室局」という。）の事務事業を任意に指定して実施することとし，必要に応じて行政監査に関する着眼点を加味して行うものとする。

（２）随時監査（地方自治法第199条第5項）

必要があると認めるときに，定期監査に準じて実施する。

（３）行政監査（地方自治法第199条第2項）

必要があると認めるときに，特定のテーマを選定し，事務の執行が法令に適合し，正確で，最少の経費で最大の効果を挙げるようにし，また，その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施する。

（４）財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

村が財政的援助を与えている団体，出資団体及び地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの中から選定し，令和６年度の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が，その目的に沿って行われているか，適性で効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

（５）例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者等の保管する現金（歳計現金，歳入歳出外現金，一時借入金及び基金に属する現金）の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに，現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼とし，原則として毎月27日に実施する。

（６）決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

一般会計及び特別会計並びに公営企業会計について，令和６年度決算及び関係書類が法令に適合し，かつ正確であるかを検証するとともに，予算の執行又は事業の経営が，適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

（７）基金運用審査（地方自治法第241条第5項）

村の条例に基づき設けられた基金について，令和６年度における運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに，その基金の運用が，確実かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

（８）健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項，第22条第1項）

令和６年度決算における実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負

担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し，かつ正確であるかどうかを主眼として実施する。

（９）その他の監査（本監査等を除く）

村民，議会又は村長からの請求や要求により以下の監査を行う。実施については法令の規定に基づき，かつ監査基準の趣旨に鑑み行うものとする。

① 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）
② 議会の請求に基づく監査（地方自治法第98条第2項）
③ 村長の要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項）
④ 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）
⑤ 村長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第243条の2の2第3項）

第４　本監査等の実施

１　本監査等の基本的事項

（１）本年度の本監査等は，年間計画表及び別に定める個別計画に基づき実施するものとする。
（２）監査委員は，監査等を行うときは，本監査等をする日の７日前までに対象課室局に対して，必要事項を通知するものとする。
（３）対象課室局は，監査委員が指示した帳簿，書類その他の記録を指定された日までに監査委員に提出するものとする。
（４）対象課室局において，本監査等の日程を変更しなければならないときは，監査委員と協議の上，日程を変更するものとする。

２　本監査等の手法

（１）本監査等補助職員は，対象課室局から提出された帳簿，書類その他の記録により，事前検査を行うものとする。
（２）本監査等は，対象課室局から提出された帳簿，書類その他の記録を検証し，関係職員の説明を聴取することによりこれを行う。なお，必要に応じて現地調査，照合等を行うものとする。
（３）監査委員は，必要があると認める場合には帳簿，書類その他の記録の提出を追加で求めることができるものとする。

３　監査等の対象及び実施時期

詳細な日程，対象課室局は別途通知する。

４　本監査等の報告・公表

（１）監査委員は，監査基準第16条及び第18条の規定に基づき，本監査等の結果に関する

報告を決定し，議会，村長及び関係のある委員会に提出し，かつ，これを公表するものとする。

（２）監査委員は，本監査等の結果に基づいて必要があると認めるときは，組織及び運営の合理化に資するため，地方自治法第199条第10項の規定に基づき，本監査等の結果に関する報告に添えてその意見を提出するものとする。

５　監査等措置の報告

議会，村長及び関係する委員会の長は，本監査等の結果に基づき，又は本監査等の結果を参考として措置を講じたときは，地方自治法第199条第14項の規定に基づき，当該措置の内容を監査委員に通知するものとする。

この場合において監査委員は，当該措置の内容を公表するものとする。

■令和7年度東海村監査計画

※この計画は監査基準第８条に基づく計画である。本監査等の詳細は，実施個別計画を策定する。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 備考

決算審査

実施準備 → 通知 → 審査 → 結果整理

決算審査（水道・病院・下水道）
- 4/中～5/中：スケジュール検討・関係課調整
- 5/下　：実施予定通知
- 6/24　：審査実施
- ～7/上　：結果整理，意見書作成

実施準備 → 通知 → 審査 → 結果整理 → 報告 → 提出

決算審査（一般・特別会計，基金運用状況，健全化等）
- 4/中～ 5/中：スケジュール検討・関係課調整
- 6/上　：実施予定通知
- 7/中～ 7/下：審査実施
- 7/下～ 8/中：結果整理，意見書作成,村長報告

財政援助団体等監査

実施準備 → 通知 → 監査 → 結果整理 → 報告 → 公告

財政援助団体等監査
- 8/中～8/下：実施スケジュール・対象補助金等の検討，通知準備
- 9/上　：実施予定通知
- 10/上～10中：監査実施
- 10/中～11上：結果整理，報告書作成
- 11/中　：村長等報告，公告

定期監査

実施準備 → 通知 → 監査 → 結果整理 → 報告 → 公告

定期監査（行政監査を加味する）
- 12/上～12/下：実施スケジュール・対象課等の検討，通知準備
- 12/下　：実施予定通知
- 2/上～ 2/中：監査実施
- 2/中～ 3/上：結果整理，報告書作成
- 3/上　：村長等報告，公告

※定期監査は，必要に応じて実施時期を調整，あるいは別途随時監査を実施する可能性有

例月出納検査

検査 → 検査 → 検査 → 検査 → 検査 → 検査 → 検査 → 検査 → 検査 → 検査 → 検査 → 検査

例月出納検査　毎月，原則27日に実施　〔検査対象〕病院事業，水道事業，下水道事業，一般会計・特別会計・歳計外現金
※現金検査は毎月月末最終開庁日15時に実施(会計⇒水道⇒下水道の順)

証憑検査（例月出納検査に基づく）

検査 → 検査 → 検査 → 検査 → 検査 → 検査 → 検査 → 検査 → 検査 → 検査 → 検査 → 検査 → 検査

証憑検査（例月出納検査に基づく）　毎月，当月20日頃から翌月15日頃で１サイクル，毎月15日頃に指摘事項通知　〔検査対象〕全ての会計の全ての伝票

その他監査

必要がある場合，又は請求があった場合に，随時，監査実施

監査委員が任意に，又は長等の請求により行う監査等
〔必要がある場合〕　随時監査，行政監査